

第5章 解散及び合併の手続き

1 解散手続き

(1) 解散事由

NPO法人は、以下の理由によって解散します。

①社員総会の決議

→ 解散の理由は問いません。定款の定めに従って、社員総会で解散の議決を行い、解散することができます。（定款に特段の定めがない場合は、社員総数の4分の3以上の合意が必要です。）

→ 解散総会では、以下の事項について議決する必要があります。

a. 解散することの意思決定

b. 残余財産の帰属先（定款において、残余財産の帰属先を解散総会で議決すると規定している場合。）

* 残余財産が発生しないと思われる場合であっても、清算の結果、何らかの財産が発生することもありますので、必ず帰属先を選定しておきましょう。

c. 清算人の選任（原則として理事が清算人になりますが、定款又は総会において理事以外の者を選任することができます。）

②定款で定めた解散事由の発生

→ 例えば、定款において、あらかじめ解散の時期を定めたり、社員数が一定の数以下になったときに解散する旨を定めたりすることができます。

③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

→ 何らかの事情により、目的とする事業の達成が不能となった場合に解散します。

この事由により解散しようとするときは、「不能」かどうかについて所轄庁の「認定」を受けなければなりません（解散認定申請：81ページ参照）、ここでいう「不能」とは、法人の主観的な判断によるものではなく、客観的な事実に基づいて判断されることとなります。

例えば、「次期オリンピックの招致を目的としていたが、すでに他の候補地へ決まってしまった」といった場合は「不能」として認定されますが、単に「人材不足や資金不足」といった（法人の主観的な）事情であった場合は、「不能」として認められません。（このような場合は、「社員総会の決議」に基づき解散すれば良いだけのことです。）

④社員の欠亡

→ 社員が1人もいなくなったことを意味します。社員が10人を下回ったことで自動的に解散となるわけではありません。

⑤合併

→ 吸収合併の場合は一方の法人が、新設合併の場合はすべての法人が解散することになります。(89ページ参照)

⑥破産手続開始の決定

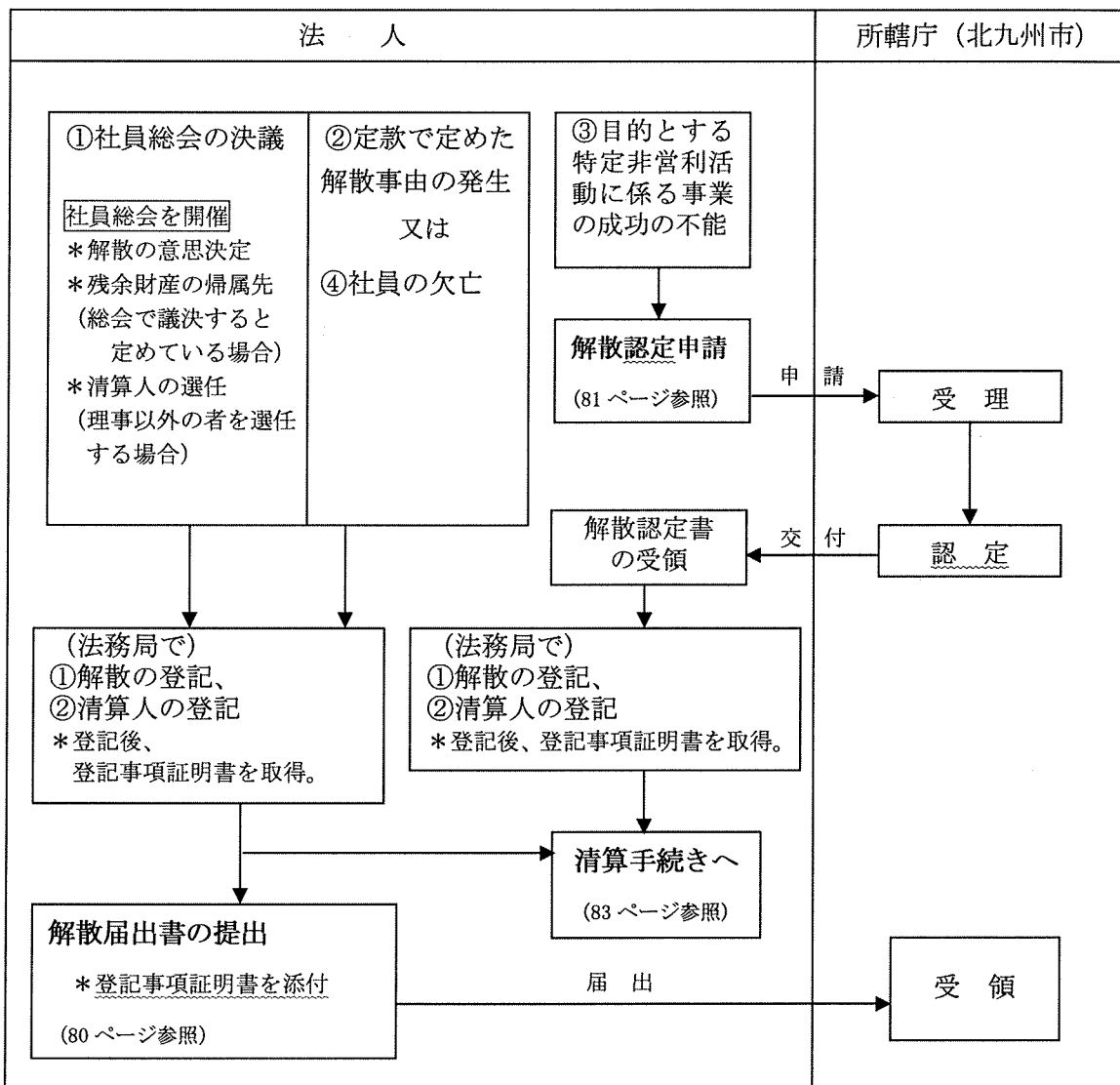
→ 法人が債務を完済することができなくなり、裁判所が破産手続開始の決定をした場合です。破産の具体的な手続きは破産法に定められており、破産管財人が清算処理を行うこととなります。(法人が債務を完済することができなくなった場合、理事は裁判所に対して直ちに破産手続き開始の申立てを行う必要があります。)

⑦所轄庁による設立の認証の取消し

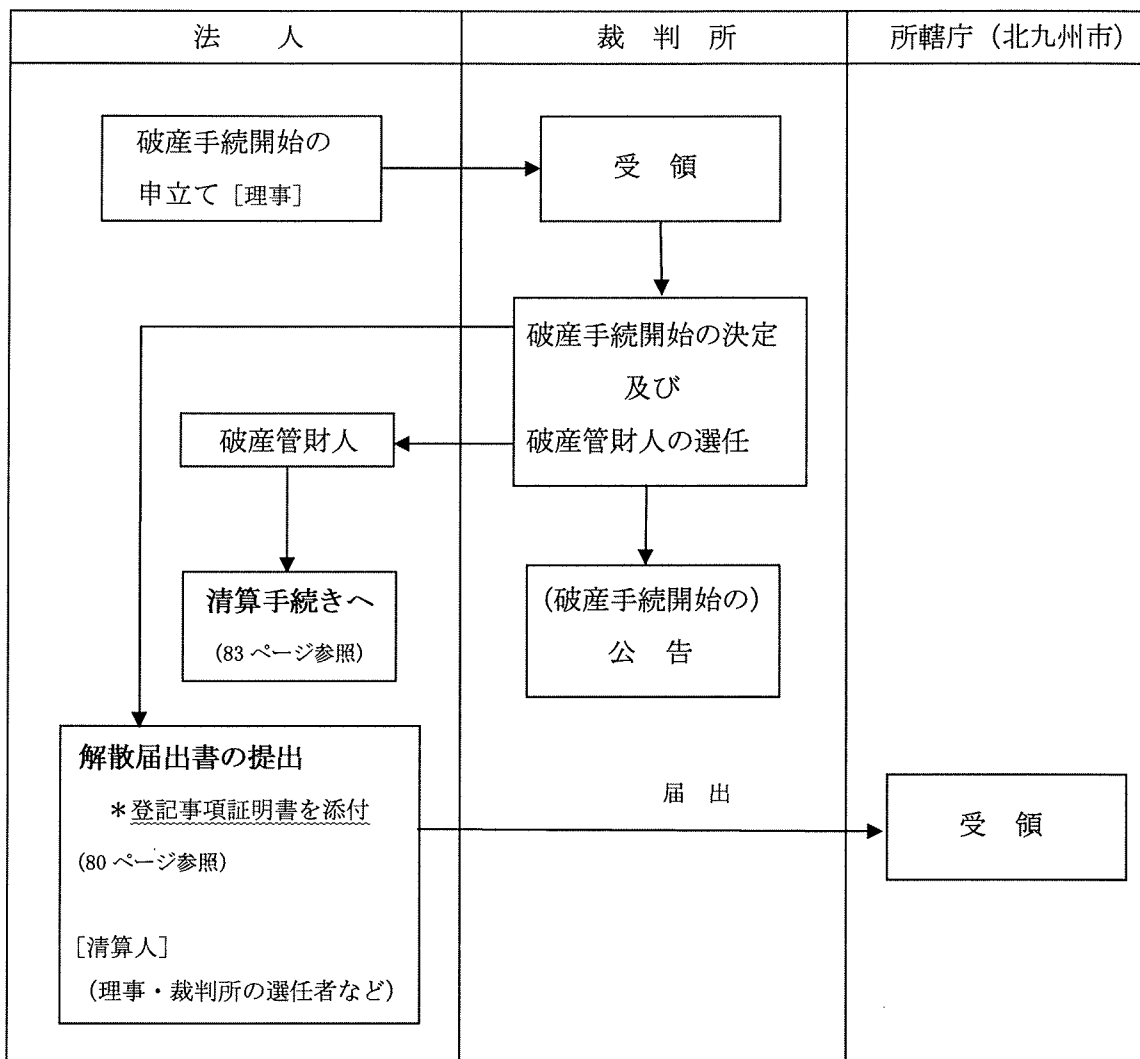
→ NPO法第43条の規定により所轄庁から設立の認証を取り消された場合です。

(2) 解散の流れ

- A. ①社員総会の決議、②定款で定めた解散事由の発生、④社員の欠亡による解散の場合
 ③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能



B. ⑥破産手続開始の決定による解散の場合



* 上記の図は一例です。破産手続きについては破産法に規定されています。

(3) 解散届出書

記載例

提出日（郵送の場合は
投函日）を記載します。

年 月 日

北九州市長 様

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇

清算人個人の住所(又は
居所)を記載します。

清算人 住所
氏名
電話番号

個人印

清算人個人の認印を
押します。

解 散 届 出 書

特定非営利活動促進法第31条第1項第 号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

記

次のいずれかの番号を記入します。

- 「1」…社員総会の決議
- 「2」…定款で定めた解散事由の発生
- 「4」…社員の欠亡
- 「6」…破産手続開始の決定

1 解散の理由

(例) 構成員の高齢化に伴い活動への参加者が減少したため、このまま法人を存続させることが困難であると判断した。

2 残余財産の処分方法

(例1) 定款で『残余財産は、…解散総会で議決した者に譲渡する』と規定している場合。

→「定款の規定に従い、解散総会で選定した特定非営利活動法人△△△△に譲渡する。」

(例2) 残余財産がないと思われる場合。

→「残余財産は生じない見込みであるが、発生した場合は、定款の規定に従い、社会福祉法人〇〇〇会に譲渡する。」

解散時に残余財産がないと思われる場合も、清算の結果、残余財産が生じる可能性があるため、譲渡先は確認（選定）しておきましょう。

(備考)

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	解散届出書（様式第10号）	1部	80
2	登記事項証明書（ <u>解散及び清算人の登記をしたもの</u> ） <input type="text" value="原本"/>	1部	—

(4) 解散認定申請書

記載例

提出日（郵送の場合は
投函日）を記載します。

年 月 日

北九州市長 様

定款のとおり
正確に記載します。

主たる事務所の所在地 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
特定非営利活動法人フの名称 トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマル 特定非営利活動法人〇〇〇
代 表 者 氏 名 北九 太郎
電 話 番 号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

法人
代表者
印

解 散 認 定 申 請 書

法務局で登記（届出）
したものを押します。

特定非営利活動促進法第31条第1項第3号に掲げる事由により下記のとおり特定非営利活動法人を解散することについて、同条第2項の認定を受けたいので、申請します。

記

1 事業の成功の不能となるに至った理由及び経緯

(例) スポーツの振興を図る活動として、20××年冬季オリンピックの日本開催を目指して招致事業（活動）を行ってきたところ、20▲▲年〇月の国際オリンピック委員会（IOC）の総会において、当該オリンピックを〇〇〔他国〕で開催することが決定されたため。

2 残余財産の処分方法

(例1) 定款で『残余財産は、…解散総会で議決した者に譲渡する』と規定している場合。

→「定款の規定に従い、解散総会で選定した特定非営利活動法人△△△△に譲渡する。」

(例2) 残余財産がないと思われる場合。

→「残余財産は生じない見込みであるが、発生した場合は、定款の規定に従い、社会福祉法人〇〇〇〇会に譲渡する。」

解散時に残余財産がないと思われる場合も、清算の結果、残余財産が生じる可能性があるため、譲渡先は選定（確認）しておきましょう。

(備考)

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	解散認定申請書（様式第9号）	1部	81
2	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面	1部	—

総会の決議ではなく、理事会の決議で解散
することはできるの？

理事会の決議で解散することはできません。

詳しくは、[Q&A18]（118 ページ）をご覧ください。

解散せずに活動を休止することはできるの？

NPO法において、「休止」といった制度はありません。

具体的な事業を行っていない場合であっても、年1回の総会開催
や事業報告書等の提出など必ず行わなければならない手続きがありま
す。

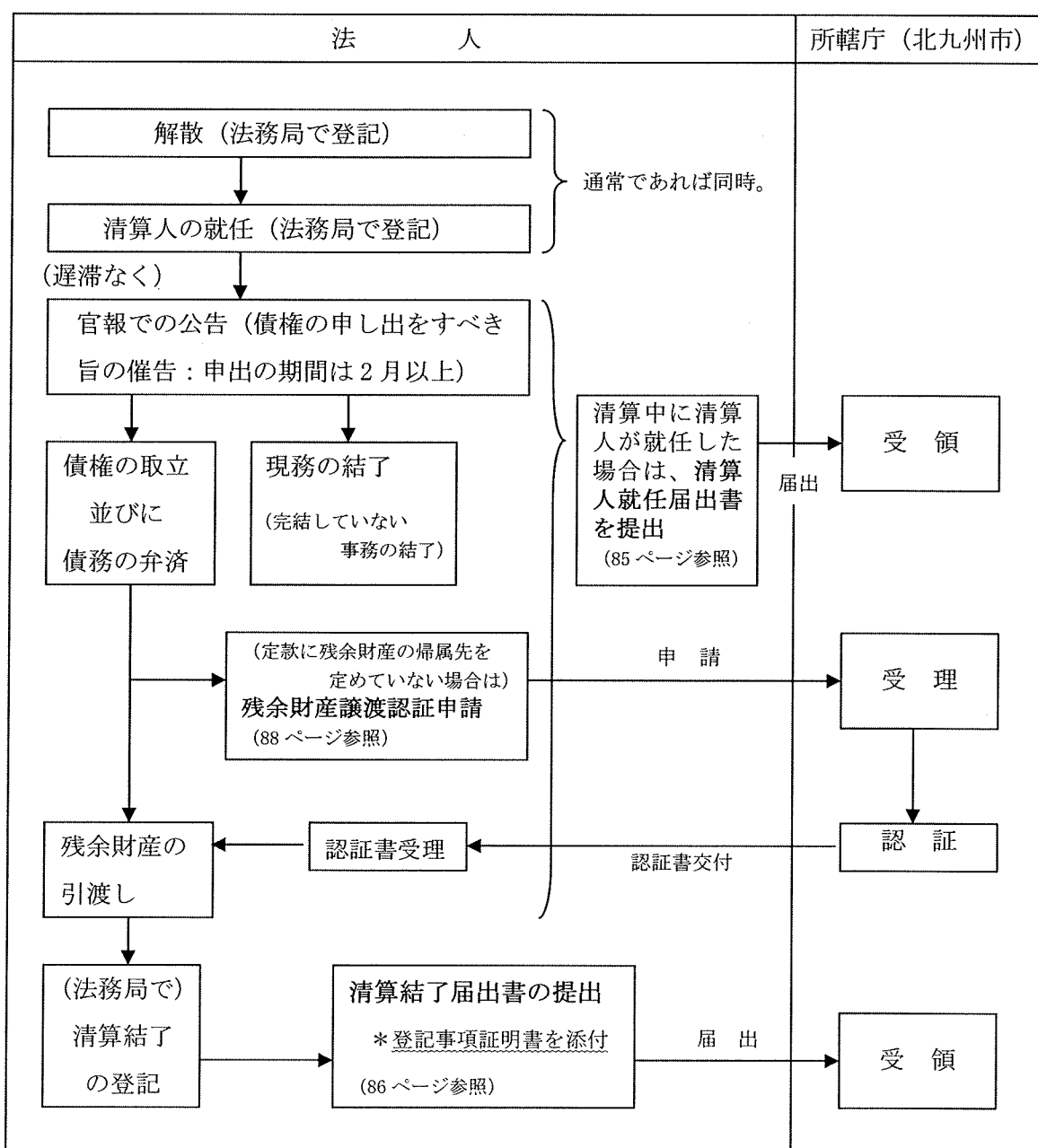
詳しくは、[Q&A20]（119 ページ）をご覧ください。

2 清算手続き

(1) 一般的な清算の流れ

法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、原則として理事が清算人となり、債権の取立てや債務の弁済などを行うこととなります。また、債権者を確定するために、官報への公告をもって、債権者に対して、一定期間内に債権の申出をすべき旨の催告を行わなければなりません。

こうして、債権債務を整理し、残った財産（残余財産）を帰属先に引渡して清算が完結したのちに、清算人はその旨を法務局で登記するとともに、清算終了した旨を所轄庁（北九州市）に届け出なくてはなりません。



解散時の公告は、どのような方法で行うの？

解散した場合の公告は、官報に掲載して行わなければなりません。

詳しくは、[Q&A21] (119 ページ) をご覧ください。

債権者がいないと思われる場合は、公告を行わなくていいの？

公告は必ず行わなければなりません。

詳しくは、「Q&A22」 (119 ページ) をご覧ください。

(2) 清算人就任届出書

記載例

提出日（郵送の場合は
投函日）を記載します。

年 月 日

北九州市長 様

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇

清算人個人の住所を記
載します。

清算人 住所

氏名

電話番号

個人印

清算人個人の認印を
押します。

清算人 就任届出書

法人名を記入

下記のとおり 特定非営利活動法人〇〇〇 の解散に係る清算中に清算人が就任したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

記

1 清算人の氏名及び住所

(氏名) 〇〇 〇〇

(住所) 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

2 清算人が就任した年月日

〇年〇月〇日

(備考)

	提出書類	提出 部数	参照 ページ
1	清算人就任届出書 (様式第 11 号)	1 部	8 5
2	登記事項証明書 (当該清算人の登記をしたもの) 原本	1 部	—

(3) 清算終了届出書

記載例

提出日（郵送の場合は
投函日）を記載します。

年 月 日

北九州市長 様

フ リ ガ ナ トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマル
特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇

清算人個人の住所を記
載します。

清算人 住所
氏名
電話番号

個人印

清算人個人の認印を
押します。

清 算 結 了 届 出 書

法人名を記入

特定非営利活動法人〇〇〇 の解散に係る清算が終了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

(備考)

	提出書類	提出 部数	参照 ページ
1	清算終了届出書（様式第12号）	1部	86
2	登記事項証明書（ <u>清算終了の登記</u> をしたもの） 原本	1部	—

3 残余財産について

(1) 残余財産の帰属

法人が解散した場合、一般に、清算人が債権の取立てや債務の弁済などを行って債権債務の整理を行います。そして、最終的に法人の手元に残った財産のことを「残余財産」といいます。（債務を完済できない場合は、清算人が直ちに破産手続開始の申立てを行います。）

法人の残余財産は、定款の定めに従って、NPO法第11条第3項に掲げる者に譲渡しなければなりません。したがって、個人や任意団体、営利企業などに譲渡することはできません。

定款において、残余財産の帰属先（譲渡先）として、具体的な団体名を規定している場合は当該団体に、（譲渡先の団体を）解散総会で選定する旨を規定している場合は当該総会で選んだ団体に譲渡することになります。いずれの場合も、NPO法第11条第3項に掲げる団体でなければならないことは前述のとおりです。

また、定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定を定めていない場合は、所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡できるとされています。（残余財産譲渡認証申請：88ページ参照）

さらに、上記の方法では処分されない財産については、国庫に帰属することになります。

<NPO法第11条第3項に掲げる者>

- | | |
|--------------------|----------|
| ① 特定非営利活動法人（NPO法人） | ④ 学校法人 |
| ② 国又は地方公共団体 | ⑤ 社会福祉法人 |
| ③ 公益社団法人又は公益財団法人 | ⑥ 更生保護法人 |

NPO法人を解散して任意団体として活動を継続する場合、法人の残余財産を任意団体に引き継ぐことはできるの？

任意団体は、NPO法第11条第3項に掲げる団体ではないので、残余財産を引き継ぐことはできません。

詳しくは、[Q&A 24] (120ページ) をご覧ください。

残余財産の帰属先を決めるにあたって、相手方の承諾は必要なの？

相手方の承諾は必要ありません。

詳しくは、[Q&A 25] (120ページ) をご覧ください。

(2) 残余財産譲渡認証申請書

記載例

定款に残余財産の帰属先に関する規定を定めていない場合に申請。

提出日（郵送の場合は投函日）を記載します。

年 月 日

北九州市長 様

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人〇〇〇

清算人個人の住所を記載します。

清算人 住所
氏名
電話番号

個人印

清算人個人の認印を押します。

残余財産譲渡認証申請書

下記のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

記

1 譲渡すべき残余財産

金〇〇〇, 〇〇〇円

2 残余財産の譲渡を受ける者

〇〇〇市

国又は地方公共団体から選びます。
(譲渡先が複数ある場合は、それぞれに譲渡する財産を記載します。)

(備考)

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	残余財産譲渡認証申請書(様式第13号)	1部	88

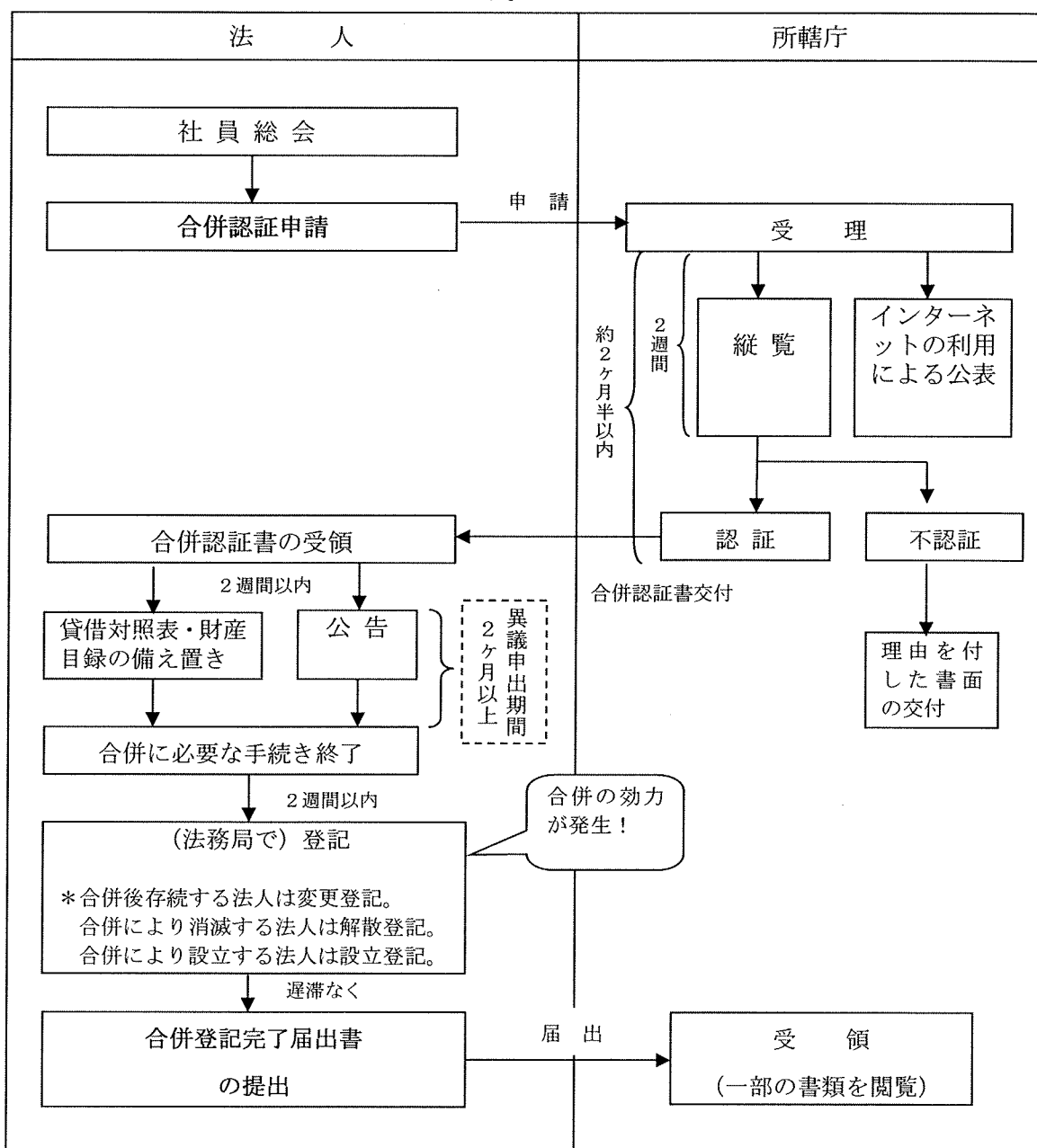
4 合併手続き

(1) 合併の流れ

法人が他のNPO法人と合併する場合、合併後の所轄庁に合併認証申請書を提出して、その認証を受けなければなりません。

法人は、認証の通知のあった日から2週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成して事務所に備え置くとともに、債権者に対して合併に異議があれば一定期間内に申し出るべき旨の公告を行わなければなりません。（なお、この異議申出の期間は2月を下回ることはできません。）

合併は、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって効力を生じます。なお、登記を完了した法人は、所轄庁に合併登記完了届出書を提出する必要があります。



(2) 合併認証申請

番号	提出する書類	縦覧	部数	参照 ページ
1	合併認証申請書（様式第 14 号） 押印		1	9 1
2	合併の議決をした社員総会の議事録の謄本（コピー） （合併しようとするそれぞれの法人において議決が必要） 押印		各 1	9 2
3	定款	◎	2	—
4	役員名簿	◎	2	7 0
5	就任承諾及び誓約書の謄本（コピー） 押印		各 1	5 1
6	役員の住所又は居所を証する書面（住民票等） ※6ヶ月以内のもの。 ※ <u>コピー不可</u> 。		各 1	—
7	社員のうち 10 人以上の者の名簿		1	—
8	確認書 押印		1	9 4
9	合併趣旨書 2部ともに押印	◎	2	9 5
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	◎	各 2	—
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	◎	各 2	—

(3) 合併登記完了届出

番号	提出する書類	部数	参照 ページ
1	合併登記完了届出書（様式第 15 号） 押印	1	9 6
2	登記事項証明書（履歴事項証明書）原本	1	—
3	登記事項証明書（履歴事項証明書）の写し（コピー） ※②の書類（全ページ）をコピーしたもの。	1	—
4	合併の時の財産目録	2	—

記載例

申請日

年 月 日

北九州市長 様

主たる事務所の所在地 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

フリガナ トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマルカイ
特定非営利活動法人(甲)の名称 特定非営利活動法人〇〇会
代表者氏名 北九 太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

法人印

主たる事務所の所在地 北九州市〇〇区〇〇町〇番〇号

フリガナ トクテイヒエイリカツドウホウジンバツバツバツネット
特定非営利活動法人(乙)の名称 特定非営利活動法人×××ネット
代表者氏名 〇〇 〇〇
電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

法人印

合併認証申請書

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、下記のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

- ・吸収合併の場合
→「合併後存続する」と記載。
- ・新設合併の場合
→「合併によって設立する」と記載。

記

定款のとおりに記載してください。

- 1 特定非営利活動法人の名称 (フリガナ) トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマルカイ 特定非営利活動法人〇〇会
- 2 代表者の氏名 北九 太郎
- 3 主たる事務所の所在地 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
- 4 その他の事務所の所在地 北九州市〇〇区〇〇町〇番〇号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、〇〇に対して、〇〇に関する事業を行い、〇〇に寄与することを目的とする。

定款のとおりに記載してください。

・地番まで記載してください。
・その他の事務所を置かない場合は、「なし」と記載してください。

合併しようとするそれぞれの法人の社員総会で議決する必要があります。

記載例

合併の議決をした社員総会議事録

- 1 日時 ○年○月○日(○) 午後○時から○時まで
2 場所 北九州市○○区○○○丁目○番○号(○○会館第○会議室)
3 出席者数 10名(うち書面表決者1名、表決委任者1名)
4 審議事項

- (1) 議長選任の件
(2) 議事録署名人に関する件
(3) 合併趣旨に関する件
(4) 特定非営利活動法人××××定款に関する件
(5) 合併当初の入会金及び会費の件
(6) 合併初年度及び翌年度の事業計画及び活動予算書承認の件
(7) 法第2条及び第12条に係る確認の件
(8) 役員を選任及び報酬に関する件
(9) その他

あらかじめ書面で賛否を表明している者

あらかじめ委任状を提出している者

「 $10 - 1 - 1 = 8$ 」
本人出席者は8人と
いうことになります。

議事録の原本は団
体で保管してくだ
さい。

5 議事の経過の概要及び議決の結果

- (1) 議長に△△△△氏が満場一致で選出された。
(2) 議長より、議事録署名人に××××氏、* * * *氏を選任したい旨の提案があり、審議の結果、全会一致で可決された。
(3) 合併趣旨に関する件
◎◎◎◎氏より、合併の経緯についての説明があり、別紙の合併趣旨書により特定非営利活動法人○○○○と特定非営利活動法人△△△△を合併し特定非営利活動法人×××を設立したい旨の提案があり、審議の結果、全会一致で可決された。
(4) 定款に関する件
◎◎◎◎氏より、別紙定款案が提出され、審議の結果、全会一致で可決された。
(5) 入会金、会費に関する件
◎◎◎◎氏より設立当初の入会金及び会費を、正会員(個人)入会金・・・円、年会費・・・円、正会員(団体)入会金・・・円、年会費・・・円、賛助会員(個人)入会金・・・円、年会費・・・円、賛助会員(団体)入会金1口・・・円(1口以上)、年会費1口・・・円(1口以上)とする旨提案があり、全会一致で可決された。
(6) 合併初年度及び翌年度の事業計画及び活動予算について
◎◎◎◎氏より、合併初年度及び翌年度の事業計画及び活動予算について提案があり、審議の結果、全会一致で可決された。
(7) 法第2条及び第12条に係る確認の件
当団体が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することについて、全会一致で確認された。
(8) 役員及び報酬に関する件
◎◎◎◎氏より役員を選出について提案があり、審議の結果、理事に北九太郎氏、○○○〇氏、○○〇〇氏、○○〇〇氏、○○〇〇氏、監事に○○〇〇氏、○○〇〇氏が選出された。また、理事のうち理事長に北九太郎氏、副理事長に○○〇〇氏とすることについても可決され、併せて、役員報酬については合併当初の役員からは北九太郎氏を報酬を受ける役員とする旨全員異議なく可決された。

(9) その他

定款その他の書類に関する原案の骨子に変更のない程度の字句の修正を理事長に一任することについて諮ったところ、全会一致で可決された。

以上、この議事録が正確であることを証します。

○年○月○日

議	長	△△△△	印
議	事録署名人	××××	印
	同	****	印

上記は、議事録の写しであることを証明します。

法人の住所 北九州市○○区○○○丁目○番○号
法人の名称 特定非営利活動法人○○○○
代表者氏名 ○○ ○○



それぞれの法人において作成し提出してください。

確 認 書

特定非営利活動法人××××は、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、○年○月○日に及び△年△月△日に、合併の議決をした社員総会において確認しました。

年 月 日

確認書を作成した
日付を記載します。

合併しようとする法人（甲）
（乙）両方の法人を記載します。

法人の住所 北九州市○○区○○○丁目○番○号
法人の名称 特定非営利活動法人○○○○
代表者氏名 ○○ ○○

法人
印

法人の住所 北九州市○○区○○町○番○号
法人の名称 特定非営利活動法人○○○○
代表者氏名 ○○ ○○

法人
印

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

※備考欄は記載を省略
しても構いません。

特定非営利活動促進法第2条第2項第2号の要件	
イ	宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
ロ	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
ハ	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

特定非営利活動促進法第12条第1項第3号の要件	
暴力団でないこと	
暴力団の統制下にある団体でないこと	
暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ）の統制下にある団体でないこと	
暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと	

合併趣旨書

1 趣旨

- ・ 定款に定められている目的や事業にかかる社会経済情勢やその問題点
 - ・ 法人の行う事業が不特定多数の者の利益に寄与する理由
 - ・ 合併が必要な理由
- など

2 申請に至るまでの経過

- 年○月 特定非営利活動法人○○を設立し○○に関する活動を始める
- 年○月 特定非営利活動法人△△を設立し○○に関する活動を始める
- 年○月 特定非営利活動法人○○と特定非営利活動法人△△の合併の検討を始める
- 年○月～ それぞれの法人において選任された理事により定款等の作成を始める
- 年○月○日 特定非営利活動法人○○が社員総会を開催し合併の議決をする
- 年○月○日 特定非営利活動法人△△が社員総会を開催し合併の議決をする

年 月 日

合併を議決した総会日以降の日付。

合併しようとする法人（甲）
（乙）両方の法人を記載します。

法人の住所 北九州市○○○区○○○丁目○番○号
法人の名称 特定非営利活動法人○○○○
代表者氏名 ○○ ○○

法人印

法人の住所 北九州市○○区○○町○番○号
法人の名称 特定非営利活動法人○○○○
代表者氏名 ○○ ○○

法人印

押印したものを2部提出してください。
(2部ともに押印。)

記載例

年 月 日

北九州市長 様

主たる事務所の所在地 北九州市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号

特定非営利活動法人の名称 フ リ ガ ナ トクテイヒエイリカツドウホウジンマルマル 特定非営利活動法人〇〇〇

代表者氏名 北九 太郎

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

定款のとおり
正確に記載します。

法人
代表者印

法務局で登記
(届出)したも
のを押します。

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。